

政令第 号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）第四十七条及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第二百二号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

一 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第五百十七号）第十二条

二 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令（昭和四十三年政令第六十三号）第五条

附 則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

理由

近畿圏及び中部圏の都市開発区域における製造の事業の発展を引き続き促進するため、これらの区域における工業生産設備に係る地方税の不均一課税に伴う措置の適用期限を延長する必要があるからである。